

No.	計画(素案)該当箇所	ご意見の要旨	本市の考え方
1	計画の趣旨等	2ページに記載の内容について、国連の事を出しているが、日本の女性の扱われ方と外国の女性の扱われ方は随分違う。日本と外国の違いを認めず、各国の個性を無視して語ることは根本的に間違っていると思う。 また、紹介される条約や法律の制定年がことごとく古く、表題に「新たな」と付けているのに、全然新しくないと思う。時代の変化に本当についていけないのか疑問である。これは国の問題だと思うので、地方自治体から国に意見して頂きたい。	2ページの「4 男女共同参画を取り巻く状況」の「(1)国及び国際社会の動向」には、これまでの国や国際社会における男女共同参画に関する取組の歩みを記載しております。国や国際社会の動向をふまえ、本計画に基づき男女共同参画施策の推進に努めてまいります。
2		3ページの新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う影響の項目に「自殺者の増加」を明記すべきである。配偶者からの暴力や離職が明記されているが、自殺者の増加についても、まちがいなくコロナが関係しており、また、とりまく状況がいかに深刻であるかを知っていたために「2020年11月の女性の自殺率は前年同月比で83%増(男性22%増)となっており、深刻なものとなっています。」と記載すべきである。	42ページの「(2)男女の健康」に、令和2年において、全国の上自殺者数の増加、とりわけ女性の自殺者数が前年と比べて増加したことは、新型コロナウイルス感染症の拡大が女性に与えた負の影響と言われており、ストレス等による不安・抑うつ等の心理的苦痛を軽減させる取組を充実させることが必要であるとの認識を記載しており、53ページに「こころの健康づくりの推進として、こころの健康問題に対する取組を記載しています。
3		計画(素案)概要の1ページ目 ジェンダー平等などSDGsの推進等に的確に対応について 大阪市内の鉄道の女性専用車両について、JR各線、阪急京都線、御堂筋線では終日実施と当初の痴漢対策とは乖離しており、ガラガラの昼間でも男性の乗車を認めないのは過剰な対応であり、男性全般への強い敵意を感じる。駅係員が男性の乗車を確認した場合、威圧的に降車を求めることがあり、鉄道会社が過去の女性専用車両に関する裁判等で主張する任意の協力をお願いしているだけで差別でないとの主張と乖離している。 また、駅係員が声掛けするのは外見が男性であると認識した場合であり、見かけが男性であれば移動させるというのは性的少数者への排斥であり容姿差別である。 一部の路線の女性専用車両には、英語表記に加え、韓国語や中国語の案内のステッカーがあるが、外国人男性に対しても、安心できない存在として移動を求めるのは、一つのヘイトスピーチであり、女性の安心が名目ということで排斥が容認されることはあってはならず、日本の鉄道の法律を知る機会はない外国人男性が、女性旅客や駅係員から移動を求められた場合、日本人男性以上に辱めを受けるのではないかという意味では、人種、性別ともに平等と云えない。 女性専用車両があるから安心という発想は、女性専用車両以外の他の車両では犯罪対策が一切されないで、犯罪が放置されているという現状に向き合っていないと思う。 このような状態でジェンダー平等とSDGsの推進は不可能であり、鉄道利用における性の平等のためにも女性専用車両を廃止すべきである。または、「専用」という言葉からくる問題点を解決するため、「女性優先車両」に名称を変えるべきである。	女性専用車両は、鉄道事業者の判断のもと、主に痴漢防止対策を理由に設置されているものと認識しております。
4		コロナのもとで一層女性の貧困がひろがっている。また、家庭内暴力も増加し、深刻化している。素案3ページで、在宅勤務の広がりや男性の家事・子育て等への参画を促す好機やワーク・ライフ・バランスへの新たな可能性と指摘されているが、その側面すべてを否定できないものの、それよりもDVなどが深刻化していることへの対応が早急に求められていると考える。 ジェンダー平等社会を進めるために、義務教育の段階から性教育もふくめ、しっかりと進めてほしい。ジェンダー平等実現のため、具体的な対策、財政的な措置もふくめ、実効のあるものにしてほしい。	本計画においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による雇用への影響、DVの増加・深刻化への懸念、自殺者の増加、生活上の困難について各施策分野に基本的な認識を示しており、認識を踏まえて取組を進めていきます。 また、53ページの「性を理解するための啓発・相談」に思春期の早期からの性教育について掲げており、73ページの「学校、地域、企業での教育・啓発を通じた男女平等・男女共同参画意識の醸成」には、小中学校における教育活動全体を通じた男女平等教育の推進を掲げており、義務教育の段階からの啓発にも努めていきます。

No.	計画（素案）該当箇所	ご意見の要旨	本市の考え方
5	<p>施策分野 あらゆる分野における女性の参画拡大 基本的方向 1 雇用等における女性の活躍推進とワーク・ライフ・バランス</p>	<p>「女性の活躍」というものが、「社会に出ること」と固定されており、家庭内にいる事も活躍と表現しないのは、働いていない女性への差別であり、多様性に欠ける。</p>	<p>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）第1条に、「この法律は、近年、自らの意志によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法の理念にのっとり、（中略）女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。」と規定されており、本計画は、同法及び「男女共同参画社会基本法」に基づき策定するものです。</p>
6		<p>「主たる稼ぎ手は男性である」といった考え方を認めない多様性のなさに辟易しています。 「働きたい女性」は、女性全体の何%なのでしょう。家庭を主に大事にしたい女性が、働きたい女性にその地位を奪かされていると感じます。「他の女性が働きやすい社会」と「女性である自分が働くために働きやすい社会」とでは、考え方が異なると思います。その辺りを明確にしなければ、働くより家庭にいたいと思う女性の人権が蔑ろにされるだけでなく、他人事の計画になると思います。</p>	<p>また、「女性活躍推進法」第2条第3項では、「女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。」とされており、自らの意思で家庭に専念したいと思う女性を否定するものではありません。</p>
7		<p>「個性を重んじると言う割りに、計画の型にはめる」という矛盾に気がついて欲しいです。本当に生きにくいです。 男女が「社会の対等な構成員として」とありますが、行政が「家庭」の中にまで言及するのは、公権力を行使しすぎて、やりすぎだと思います。 「あらゆる分野における女性の参画拡大」とありますが、これまでの文化そのものを破壊するような政策はやめて下さい。</p>	
8		<p>離職を余儀なくされた雇用者の多くが非正規雇用でその多くが女性だからと、女性に特化した計画にするのは、不平等だと思います。男女参画なのに、この条件において少数派の非正規男性が置き去りになっています。</p>	
9		<p>P20に掲載している女性の雇用者に占める非正規雇用の割合について、「正規雇用を希望しているがなれないので非正規」なのか、「非正規を希望して働いているので問題はない」なのか、そこを明確にしないと、資料として情報不足だと思います。</p>	<p>P20に掲載している「非正規の職員・従業員の割合」については、自ら非正規雇用を選択している方とやむを得ず非正規雇用で就業している方の両方が含まれていると認識しております。 P15に記載しているとおり、やむを得ず非正規雇用で就業している人に対しては、正規雇用への転換が図られるような取組も必要であると考えております。</p>
10		<p>P21に掲載している管理的職業従事者に占める女性の割合について、女性の割合が低いことはかりをアナウンスしていると、「なりたくないのに管理職にならされた」というような行政圧力によるパワハラや人権侵害にも繋がると思います。慎重に政策にしてください。理不尽な目にあっている女性の救済であって、全体の強制ではない事を明記して頂きたい。</p>	<p>本計画は、「女性活躍推進法」及び「男女共同参画社会基本法」に基づき策定するもので、女性活躍の基本原則として、「女性活躍推進法」第2条第3項では、「女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。」とされており、女性本人の意思に反した対応等のパワー・ハラスメントや人権侵害を助長するような趣旨ではありません。</p>
11		<p>地域に根づいた経済活動を行う中小・小規模企業を維持・増加させることは、地域社会を活性化させる上で大切と考えます。 さらに、コロナ禍で雇用環境が厳しさを増している面もあり、「多様な働き方の実現」の一つとして、女性自らが創業する選択を行いやすくし、成功確率を高めるための支援も更になくなっていくのではないのでしょうか。 大阪市では、男女共同参画をめざす活動とネットワークの拠点である「男女共同参画センター（クレオ大阪）」が、従来から、創業を考える女性を対象としたセミナーを積極的に開催しています。 そうした活動を今後も継続的に実行していくため、安定した予算措置が必要と考えます。 また、同セミナーを通じて、参加者に多面的な知見を深めてもらうためには、経営に大きな影響を及ぼす「資金調達」「資金管理」や経理面のアドバイスも加えていくことが望ましいと考えます。 そのため、地域の金融機関や日本政策金融公庫、税理士等、より広範囲な業種、専門家とも連携して運営していくことが望ましいと考えます。</p>	<p>いただいたご意見のように、支援対象者のニーズもさまざまであることから、ニーズに応じた支援を実施するよう、関係する機関とも連携しつつ、取組を進めてまいります。</p>

No.	計画（素案）該当箇所	ご意見の要旨	本市の考え方
12		<p>P27に大阪労働局に相談されたセクシュアル・ハラスメントの相談件数が416件（平成28年）から558件（平成30年）と大きく増加している実態が報告されていますが、P17の「差別的な取り扱いやセクハラ等」では、小規模事業所では雇用管理上の措置が進んでいないと分析していても「粘り強く啓発」という方針しか明記されていません。P32の企業における女性の活躍推進の項目でも「啓発」しか書かれておりません。DVも同様、啓発や研修も大事ですが、実際、事象が発生し、どこに相談したらいいか悩まれ、孤立している被害当事者の存在をふまえるならば、相談体制を各事業所に確立するよう働きかけるべきだと考えます。さらに、少人数で体制を取れない事業所だけでなく、故意に相談体制をとらない事業所の存在を踏まえ、大阪総合労働センターや労働局など、どこに相談すればいいかを明記した資料を作成し、各事業所に配布し、働きかけていくべきであると考えます。</p>	<p>セクシュアル・ハラスメントをはじめとする様々なハラスメントについて、決して行われることのない職場環境の確保や維持が必要であると認識しています。ご意見を参考にし、国（大阪労働局）・大阪府等と連携して引き続き取組を進めてまいります。</p>
13	<p>基本的方向2 地域における女性の参画拡大</p>	<p>地域に「女性会」という女性に特化した団体があるのに、女性が活躍していないと言われるのはどうかと思います。しかし別の見方をすれば、「男性会」がない、もっと言えば、そもそも「女性会」が特化して存在するのは、男女参画に反するのではないのでしょうか。個人として地域に参画しているのに「女性」としてカウントされる事も、ある意味人権侵害ではないのでしょうか。個人として参加しているのに、いちいち女性としてカウントされる事は本当に苦痛です。こういった場合の女性としての扱いは、ジェンダーフリーにしないのですか？ 女性を名指して地域参画というのも、ある意味固定観念からくるものだと思いますと、女性の生き方を行政が勝手に固定しないで欲しいです。</p>	<p>地域生活において、子育てや独居高齢者などへの見守り、地震や水害等に対する防災など、安心・安全の確保、共助の必要性が高まる中で、地域活動に女性の視点を入れて取り組むことがますます重要であると認識しています。男女が社会の対等な構成員として、職場・家庭・地域などあらゆる分野の活動に参画し、共に責任を担うことができる社会をめざして、地域活動の企画・運営に女性の視点を取り入れる意義・重要性の啓発や、地域活動への関心や参画意欲をもつ女性への支援などの取組を進めてまいります。</p>
14		<p>とにかく、矛盾と綺麗ごとが多すぎてゲンナリする。女性を追い詰めていると感じる。個人（個性）として参画しても、女性としてカウントされる事を苦痛に思う者の立場にも立って頂きたい。 地域の問題と照らし合わせて実現可能かよく話合っ欲しい。</p>	
15		<p>地域における女性の参画拡大は、地域活動において重要な役割である。 地域各種団体の役職は、男性が多く、女性は1/4程いるが、会議などで、意見は男性の方が通り、女性も気軽に意見をいえる立場であることが必要である。 女性も地域活動に参加しているが、男性の指示によって多くは動いている。もうすこし活動しやすいような仕組みを作って欲しい。</p>	
16		<p>地域における女性の参画拡大は、地域活動において重要な役割であると考えます。育児や子育て、そして家事や介護など、女性がおかれている状況や立場を気軽に相談できる場所の確立は、急務であります。様々な窓口が開かれていますが、やはり地域で共に暮らす方に気軽に相談することができれば、家庭での孤立感が緩和され、地域交流の充実に繋がると考えます。しかし、地域各種団体での役職に従事されている多くが男性であり、女性が身近な存在として気軽に相談することに戸惑いが生じ、地域課題が見過ごされるケースがあります。女性が今以上に地域活動に参加し、地域で活躍する人材育成と支援の充実を強く求めます。</p>	
17		<p>P31に「地域・社会活動の分野で女性のリーダーを増やすときに障害となるもの」とありますが、これは（調査時の）設問が悪いと思います。地域の担い手不足の問題は男女の問題ではありません。活動の内容に問題があります。「市政改革プラン」のパブリック・コメントの実施結果を見て下さい（これが行政の縦割りの弊害だと思います）。何についても色々な要素が絡んでいるので、この設問のように一つの事が原因として結論付けるのは違うと思います。 男女の性差を是正しようという趣旨の計画の中に「女性の視点」というのは必要なのでしょうか。</p>	<p>P18に記載のとおり、地域の組織や団体の長など活動の中心的な役割を果たす女性がまだまだ少ないと認識していることから、P31にその要因と考えられるデータを掲載しています。また、P18に記載のとおり、少子高齢化の進展により、地域生活において、安心・安全の確保、共助の必要性が高まる中で、地域活動の企画や方針決定に女性の視点を反映することがますます重要であると認識しています。</p>

ご意見の要旨と本市の考え方

No.	計画（素案）該当箇所	ご意見の要旨	本市の考え方
18	施策分野 安全で安心な暮らしの支援 基本的方向3 女性に対するあらゆる暴力の根絶	表題が「女性に対するあらゆる暴力」となっているが、男性のDV被害者や同性パートナーの場合もあることから、標題を女性に限定しているのはおかしい。男性は女性から暴力を振るわれても大した事はないし、数も少ないに違いないという固定観念は捨ててほしい。また、男性の被害者に対する支援にかかる言及が少ないのは差別ではないか。	大阪市では、大阪市配偶者暴力相談支援センター及び各区役所において、性別に関係なくDV相談を受け付け、支援を行っています。DV被害者は女性が多いことから、表題は内閣府が策定している第5次男女共同参画基本計画に合わせ「女性に対するあらゆる暴力」としてありますが、DV施策において被害者は女性に限定しておらず、36ページの基本認識「配偶者等からの暴力」及び49ページの基本的方向において、その旨を記載しております。そのうえで、男性のDV被害者は悩みを人に打ち明けられず、被害が潜在化しやすい傾向があると考えられることから、「男性に向けた支援」について記載しております。
19		素案のP50の(2)には「DV被害者と家族への支援」と明記されているが、行政の相談機関が縦割りとなっており、実際に被害者に寄り添って相談に行ったときにたらい回しにされた。DV被害者には様々な相談事があり、支援対策が必要であることから、被害者本人が各相談機関に連絡を取って動かなくてもいいように、ワンストップ窓口を開設して欲しい。警察に相談も行ったが、対応に不満があった。関係機関との連携強化と示されているが、実態はかけ離れていると感じる。ぜひ、同じ担当者がワンストップ窓口で相談を受け付け、各課との調整をするなどの支援策を盛り込んで欲しい。	DV被害者への支援にあたっては、各関係機関が連携し、被害者に寄り添った適切な支援を行っていく必要があると考えております。いただいたご意見にありますように、DV被害者については、様々な支援が必要となります。受け付けた窓口で相談をお聞きし、その内容に応じて情報提供や助言、その他福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整に努めているところです。被害者の負担を少しでも軽くすることができるよう、受け付けた窓口で専門機関につなぐなど、より一層関係機関の連携強化に取り組んでまいります。
20	基本的方向4 生涯を通じた健康支援	53ページの「女性の生涯を通じた健康保持・増進のための施策の推進」は、男女共同参画なのに「女性」にだけ特化して表現されており理解できない。特化して表現するとすれば、本質的に「男性」についてではないだろうか。男性について詳細に言及しないから、男性が他人事として捉えてしまうのだと思う。	ご意見のとおり、男女がともに生涯を通じて健康な生活を営むことができるようにしていくことは、男女共同参画社会の実現にあたっての前提となるものであると認識しており、その上で、本計画においては、男女の健康について、基本的方向4「生涯を通じた健康支援」において、「(1)女性に生涯を通じた健康保持・増進のための施策の推進」に、女性特有の健康上の問題に関する取組を進めていくことを示し、「(2)男女の健康をおびやかす問題についての対策の推進」に、男女双方の健康上の問題に関する取組を進めていくことを示しております。
21		男性にも乳がんがあると聞いたが、そこには言及しないのか。	なお、乳がんについては、統計上ほとんどが女性における発症で、また、女性のがんの中で罹患数が最も多くなっていることから、女性の健康支援として記載しています。
22		平均寿命は向上しても、健康でなければ、楽しく、有意義に生きることはできない。大阪市の健康状態は全国的に低い。市民検診の充実と保健師などによるケアの向上をめざしてほしい。	本計画においては、本市の健康づくりに関する施策や取り組みに関する基本的な計画である「大阪市健康増進計画」と連携し、健康寿命延伸に向けた取組を進めてまいりたいと考えています。
23	基本的方向5 生活上の困難に直面するあらゆる女性等が安心して暮らせるための支援	性の多様性や性的少数者への差別について言及するの良いが、性教育を始める前の微妙な時期の子どもの前で、あまりにも多くの「同性愛」や「男女の関係」などの性的表現が飛び交っていることを危惧している。もう少し、発言する場所やタイミングを見計らってほしい。	男女が、それぞれの身体的性差や性の多様性について正しく理解し、お互いを思いやることは、男女共同参画社会の実現の前提となるものです。本計画においては、性に関する差別等を防止する啓発などの取組を進めていくとともに、教育委員会と連携して、公立学校において、発達段階に応じ、男女の固定的な役割分担でジェンダー表現の課題から学習し、思春期早期より性に関する正しい知識や生命の尊厳について学ぶなど、啓発のための取組を進めてまいります。
24		性の多様性の視点から、「LGBT当事者の問題」について、計画の中に明記すべきである。大阪市は、ガイドブックを発行するとともに、パートナーシップ制度など全国的にも先進的などりくみを進めているが、事業所や市民社会において、自分の性自認や性的指向について、打ち明けることによって、差別や排除を受けるのではないかと悩まれている多くの性的マイノリティが存在し、さらに、相続や手術の同意などで排除を受けている状況もある。大阪市のガイドブックでも紹介されているように、現在、企業において研修や環境整備が取り組まれたり、学校現場でとりくみが行われたりしていることをふまえ、男女きらめき計画に位置づけ、取組方針を出すべきではないか。大阪市内LGBTの指針や計画がないという状況を踏まえ、本計画に位置づけるか、別に指針として策定するか、どちらかに決めていただきたい。	本計画は、大阪市男女共同参画推進条例に基づき、本市の男女共同参画を推進する総合的な計画として策定するものであり、男女共同参画施策を進めていくうえで、男女に限らず、多様な性のあり方を尊重して取組を進めていく必要があると考えております。この認識のもと、性の多様性について、55ページの基本的方向5の(3)性の多様性の尊重についての啓発の推進等に具体的取組を掲げております。なお、「人権が尊重されるまち」指標に「LGBTなどの性的少数者」について定めているところですが、LGBTの指針の策定については、ご意見として承ります。

No.	計画（素案）該当箇所	ご意見の要旨	本市の考え方
25		<p>女性に対する人権侵害と人権の確立にむけた方向が抜け落ちており、明記すべきである。計画には、DVやセクシュアルハラスメントは明記されているが、その他にも、同和地区出身の女性に対する差別、日本に在住する外国人女性に対する差別、女性の障がい者に対する差別、性的マイノリティ女性に対する差別をはじめ、被差別当事者の女性に対する差別が存在している。</p> <p>男女共同参画社会の実現といった場合、これらの差別の存在をデータによって、共通認識していくとともに、差別の解消にむけてどういつとりくみを進めるかを明文化すべきである。</p>	<p>本計画では、45～46ページの生活上の困難に直面する女性等についての基本認識において、障がいがあること、同和問題（部落差別）等により社会的に困難な状況に置かれていることに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があり、すべての人々の人権が尊重される社会づくりが重要であると記載しています。また、性のあり方が多数派とは異なる面がある性的少数者についても、多様な性のあり方への理解を深め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進める必要があると記載しています。これらの基本認識をふまえ、54～55ページの「基本的方向5 生活上の困難に直面するあらゆる女性等が安心して暮らせるための支援」（1）及び（3）に、今後の施策の方向と取組の概要を記載しており、差別による被害を受けた際の相談先の紹介など、困難に直面する女性等への支援を進めていきます。</p> <p>なお、日本に在住する外国人女性も言葉や文化など様々な困難に直面する状況にあると認識しており、多文化共生の観点から67ページに基本認識を示すとともに、77ページに施策の基本方向と取組の概要を記載しており、多言語での生活支援や相談窓口の情報提供など支援を進めていきます。</p>
26		<p>素案の55ページの③には、「複合的に困難な状況に置かれている人々への支援」とあるが、内閣府の男女共同参画プランには、「性的指向・性自認（性同一性）に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題（部落差別）に関すること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める。」と明確に記している。しかし、大阪市の素案には、マイノリティの立場の事が抜けています。「外国人やルーツが外国であること」・「アイヌの人々」など。しっかりと書き込んでほしい。また、内閣府では、「実態把握につとめる」とも明記しており、マイノリティの立場で複合差別を受けている女性の実態調査をしてほしい。このことを改訂版の男女共同参画プランに明記してほしい。</p>	<p>55ページの 複合的に困難な状況に置かれている人々への支援に掲げる取組は、国の計画と同様の認識により記載しているものであり、「障がいがあること、同和問題（部落差別）等により、社会的に困難な状況に置かれていること」には、アイヌの人々であることにより困難な状況に置かれている場合も含まれると認識して、取組の概要を記載しております。</p> <p>また、外国人やルーツが外国であることにより、社会的に困難な状況に置かれている方々に係る取組については、多文化共生の観点から、相互理解を深めながら支援していく必要があると考え、77ページの基本方向9の（2）多文化共生の視点を踏まえた女性への支援に取組の概要を記載しています。</p>
27	<p>施策分野 持続可能な男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり</p>	<p>12ページの成果指標に「男性の悩み相談」はないが、そもそも女性に特化した悩み相談というのがおかしい。</p>	<p>女性の様々な悩みに対応する相談事業について、第2次計画から継続して取り組む必要があるとの認識から、女性の悩み相談についての取組の成果を図るものとして、「女性の悩み相談の認知度」を成果指標に設定しています。</p>
28	<p>基本的方向6 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備</p>	<p>59ページの悩みの相談件数の差について、女性向けの相談窓口がたくさんあるから、女性の方が多いのではないかと。</p>	<p>また、本市では、全国でも先駆的に平成16年から「男性の悩み相談」を実施しており、「女性の悩み相談」に比べて認知度、件数ともに低い状況にあります。男女がそれぞれ悩みを抱えた際に、身近に相談事業を利用することができるよう、取組を進めていきます。</p>
29		<p>働くことを希望する女性が、育児や子育て、家事や介護等の二者択一に迫られる状況を改善しなければならない。育児や子育てを理由に休業を余儀なくされる状況は、個人や家族だけで解決できる問題ではない。行政が育児や子育ての環境を整備することが、女性の就労に繋がるといえる。行政は少子化対策の観点からも、保育所や幼稚園の人的支援を含めた質向上を図るべきであり、誰もが安心して子どもを預け、働くことが出来る社会環境の拡充を推進しなければならない。これは、介護においても言えることである。高齢者や障害者の介護は、専門的知識や経験が必要とされ、場合によっては命の危険性もある。また、認知症を患った方に付きそすることは、大きな負担を強いられるケースも多く、通常に働くことができない状態ではない。</p>	<p>56ページの基本認識に記載のとおり、就労を希望する人が働き続けながら子育てできるなど、多様な働き方や生き方を選択できる社会的な仕組みが整うことで、子育てを楽しみ、自らの生活を充実させることができると言えます。また、高齢化が進展する一方で、支え手である生産年齢人口は少なくなる見込みであることから、介護の分野についても同様に、介護しながら働き続ける環境を整えることが重要です。</p> <p>第3次計画では、71～72ページの基本方向6 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備において、第2次計画に引き続き、男女がともに多様な生き方、働き方を選択できるよう、育児支援基盤の整備と介護支援基盤の整備を進めていきます。</p>

ご意見の要旨と本市の考え方

No.	計画(素案)該当箇所	ご意見の要旨	本市の考え方
30	基本的方向7 男女共同参画を推進する教育・啓発の充実	61ページの固定的役割分担に関する市民意識について、行政の言う「個人」を尊重するのと、「男女平等意識」というのは、相反する事で、同時に実現できるものではないと思う。また、全体に言えることだが、グラフについて、有効回答人数を示さないと、全体像が見えない。	大阪市男女共同参画条例では、「男女共同参画」を「男女が、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を担うこと」と定義しています。「男女がともに社会全体のあらゆる分野において平等と思うかどうか」、「男性は仕事、女性は家庭中心という固定的な性別役割分担意識にとらわれていないかどうか」という意識は、男女共同参画の推進を図る重要な指標と考えていますが、本市調査によれば、依然として男女平等意識は低く、固定的性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがえることから、引き続き、取組を進めていく必要があると考えています。
31		62ページについて、固定的性別役割分担に反対の意見が多いとのことだが、自分の家庭の不満をアンケートにぶつけているだけで、家庭内の事は、家庭内で解決したら良いのではないかと思う。自分の家庭でどうにもできないからと言って制度を変えようというのは、あまりにも乱暴だと思う。	なお、ご意見を踏まえ、基本的にグラフにおける標本母数を記載いたします。
32		74ページ(1)に「女性の人権」とあるが、なぜここまで女性だけに特化するのかわかりません。逆差別がおきていると感じる。(2)に「固定的な性別役割分担意識の解消」とあるが、「解消」というのは大きなお世話だと思う。性的役割分担を是とする個人を排外しかねない、ある意味人権侵害な政策で、怖い。次の項目「多様な生き方」と矛盾している。	
33		64ページについて、子育ては本当に大変だが、「負担」と言い切るのは、子育てする者に失礼ではないのか。とにかく女性が子育てする事を「悪」に仕立てようとしているように見える。	男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会をめざし、家事や育児、介護が、どちらかの性別の役割であるとの偏った意識は、解消していかなければならないと考えており、引き続き、家庭での家事や育児、介護を男女がともに担うことが当たり前という考え方が広く市民に浸透するような啓発を行っていきます。
34		家事においては、家族で行うことが重要である。近年、男性が家事を手伝うということが状態化されつつあるが、家事は手伝うのではなく行うことである。炊事、洗濯、掃除等は、自分自身の事であると意識しなければいけない。手伝うという思いは、誰かが行うことを前提とされる。自分自身の事を誰かが行うことは、依存に繋がりが、家事は女性が行うものという考えに陥ってしまいがちである。家事を家族で行うことを常態化する為に、また女性が家事から離れて就労につく為にも、義務教育での家庭科授業充実を図り、自分自身が行うものであることの認識を高めなければならない。働くこと、育児や子育て、家事や介護、これら全てにおいて、男性が、女性が、ではなく自身のことであると認識できることが重要であり、自己実現への始まりであり、依存からの脱却となり、人権社会に繋がる扉であると思える。これからの大阪は、外国の方も多く定住され、就労にも就くと考えられる。男女での人権課題だけではなく、全ての人権課題克服を求める世論が高まり、持続可能な人権社会確立が求められる。	
35		73ページについて、学校現場で「男性は暴力を振るうどうしようもない生きもので、生きる価値がない」と思わせるような、過激な性教育が行われたと聞いた。偏った教育は、大人への不信感にも繋がるので、行政が教育に口を出すのであれば、同時にしっかり教育現場を監視して欲しい。	ご意見にあるような発言が事実であれば、性別に対する固定的な観念から生じた差別的な内容であり、許されないものであると認識しております。学校教育の場はもとより、あらゆる世代において男女共同参画の意識が浸透するよう取組を進めていきます。
36		74ページ(3)の「個性と能力の発揮に向けての進路指導の実施」に、あえて「男女共同参画の視点」を入れる必要があるのだろうか。逆に個性を潰しかねない、相反する性質のものだと思う。	74ページの(3)「多様な生き方・働き方を学び可能性を広げる学習機会の提供」には、若い人たちが、性別によって多様な生き方・働き方が閉ざされること無く、様々な選択肢を選ぶ機会を広げることを目的として進める取組を記載しております。
37		「男女にかかわらず、幼いころから科学技術の魅力に接する機会を提供するなどの取組を実施します。」は、大賛成である。希望者だけが参加するのではなく、広く全員にその機会の提供をお願いしたい。	ご意見を踏まえ、取組を進めていきます。

ご意見の要旨と本市の考え方

No.	計画(素案)該当箇所	ご意見の要旨	本市の考え方
38	基本的方向 8 防災・復興における男女共同参画の推進	12ページの成果指標の「地域防災活動に女性の参画が必要だと思ふ市民の割合」について、経験上、女性である事で強制的に参画させられてしまうことになる。「女性の私も地域防災活動に参画しようと思ふ女性の割合」とすべきではないか。	男女共同参画の視点を取り入れた地域防災力の向上に向けては、防災分野における方針の立案・決定過程への女性の参画拡大は不可欠であるところ、66ページの「防災関係の女性比率」のデータに示すとおり、本市における地域防災リーダーの女性比率は、上昇しているものの2割に満たない状況にあります。防災分野の意思決定に関わる女性比率のさらなる上昇に向けては、女性自身だけではなく、男性においても女性の参画が重要であるとの認識を高める必要があると考えており、男女双方に対する啓発等の取組の成果を図る指標として、「地域防災活動に女性の参画が必要だと思ふ市民の割合」と設定しています。
39	基本的方向 9 国際社会と協調した多様性に富んだ取組の推進	67ページに「一人ひとりが個人として尊重され、」と記載されているが、社会参加に興味がない個人を認めようとしないうる多様性のなさに本当に偏っていると感じる。同調圧力が強すぎる。	ご意見をいただいた部分は、大阪市における多文化共生の状況についての認識を記載している部分であり、本市の認識としては、多様な価値観や文化を認め、国籍や民族、性別や出身などの違いを理由として、社会参加ができないなどの社会的不利益を被ることがあってはならないと考えております。
40	その他	・内容が「女性だけが頑張る」内容に終始している。男性(特に指導者になり得る年齢の)が具体的に意識改革をして頂かないと話が進まない。	大阪市男女共同参画推進条例では、「男女共同参画」を「男女が、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を担うこと」と定義しています。男女共同参画社会の実現に向けては、男女どちらかだけが活躍したり、負担を感じる事があってはならないと考えており、男女がともに男女共同参画意識を向上していく取組を進めていきたいと考えています。
41		ある政党の議員が「男女共同参画を進める上で、選択的夫婦別姓は最低条件。」と言っているが、大阪市も同じ考えか。そんな条件は認められないので、そんな条件なら男女共同参画自体に反対する。	選択的夫婦別姓については、法律や国の制度に係る課題であり、国において議論がなされると認識しております。